

学校における医薬品使用の介助に関する手続きについて

鳥取県立米子養護学校

学校での医薬品使用について、安全かつ適切に対応するために、以下のことについて御理解と御協力をお願いします。

1. 対象となる医薬品使用の介助の範囲

学校において支障がないと認められた範囲で、対応出来る医薬品と介助の範囲は次のとおりです。

- ・ 軟膏の塗布（褥瘡処置は除く）
- ・ 湿布薬の貼付
- ・ 点眼薬の点眼
- ・ 一包化された内服薬の内服（舌下錠使用も含む）
- ・ 肛門からの坐薬挿入又は鼻腔粘膜への薬剤噴霧（点鼻薬）

重要

ただし、次の3条件を満たしている場合に限ります。

- ① 医薬品使用の介助を必要とする児童生徒等の容態が安定していること。
- ② 副作用の危険性や投薬量の調整のため、医師又は看護職員による連続的な容態の経過観察が不要であること。
- ③ 当該医薬品の使用方法そのものについて専門的配慮が不要であること。

例：内服薬…誤嚥の可能性、坐薬…肛門からの出血の可能性 など

※鳥取県教育委員会「県立特別支援学校における医薬品使用の介助について」より

2. 実施について

〈保護者が学校へ提出するもの〉

① **学校における医薬品使用介助（与薬）依頼書**

② **薬剤情報（薬の説明書、おくすり手帳のコピー等）**

- ・ 提出された介助依頼書の内容を校内で検討し、決定次第、依頼内容に則って実施します。
- ・ 依頼書の内容に不備等がある場合、学校から確認の連絡をすることがあります。
- ・ 医薬品使用の介助で使用できるのは処方薬のみです。**市販薬は扱えません。**
- ・ 医薬品は当日に必要な量だけ持参してください。
- ・ 医薬品は毎日持ち帰ります。学校で保管することはできません。（坐薬を除く）

3. その他

- ・ 介助依頼書は学校ホームページからダウンロードすることができます。
- ・ てんかん発作時の坐薬の使用介助を申請される場合、依頼書のほかに、主治医から対応に関する「指示書」を提出していただく必要があります。事前にお知らせください。
- ・ 介助内容が「教員の見守り」等の場合でも、医薬品使用には申請が必要です。
- ・ 医薬品介助の申請は年度ごとに行います。また、処方内容に変更が生じた場合は直ちに変更を申請してください。
- ・ 宿泊学習、修学旅行等の泊を伴う行事への参加の際には、事前に受診するなどして主治医の指示を仰いでください。

御不明な点等ありましたら、保健室までお知らせください。
よろしくお願いいたします。